

特集

軍事力に頼らない安全保障とは

◆特集にあたって

戦後七〇年間、曲がりなりにも平和が維持されたその年に、安保法制関連法が強行採決された。安保法制関連法によって、自衛隊には集団的自衛権の行使、駆け付け警護、多国籍軍への支援、任務的武器使用などが認められることになった。その反映であろう、安保法制関連法の成立後、軍事費の増大、攻撃的兵器の爆買い、米軍と自衛隊の一体化等が進んでいる。シナイ半島の米軍中心の多国籍軍(MFO)の司令部に自衛隊員が国会の承認なく派遣され、米艦防護も頻繁に行われるようになっていく。専守防衛を著しく逸脱する動きが加速している。

こうした状況の中で、トランプ米政権はイラントの核合意から離脱し、今年五月にはイラン産原油を全面禁輸とし、イラン方面にアメリカ軍を集結させ、この七月、ホルムズ海峡などの海上交通路(シーレーン)を守るとして有志国連合の結成を表明した。日本は、米軍と一体化している自衛隊の派遣を求められる可能性があり、自衛隊が多国籍軍の海外戦争に関わる深刻な危険が生まれている。



私たちには、アメリカとの一体化を強めるか、中国との関係を強めるか、自前の核を持った軍事大国としての自立を目指すのか、そのいずれでもない別の選択肢、護憲の立場からいかなる答えを出すかが問われている。いかに専守防衛を徹底させ対話外交を展開するか、さらに非軍事の選択の可能性はあるのか、護憲の立場からの様々な考えを議論して共同を広げ、かつ深めていく作業が今ほど重要な時はないように思う。

本特集は、このような作業に寄与することを願って企画された。

柳澤協二氏(元内閣官房副長官補)は、二〇一五年の日米ガイドラインと安保法制によって米軍の戦闘と一体化しないという枠を乗り越え、地理的な制約をはずす、米軍と一緒に行動する(米艦防護、発進準備中の米軍の航空機に対して補給や修理もする、多国籍軍への協力を恒久的にする、集団的自衛権の行使を認めるなど、米軍の戦闘の一部に組み込まれ

るようになったことを指摘し、こうしたアメリカとの関係を脱却するためにはアメリカに言われたら何でも「はいはい」と言う固定観念から解放されることが重要であり、軍事大国にはならない、よその戦争には巻き込まれないことが日本の安全保障の最低限の出発点でなければならないと述べる。

宮崎礼壹氏(元内閣法制局長官)は、安保法制が①憲法九条各項の文言自体に明白に反すること、②集団的自衛権行使違憲は戦後日本の国家としての確立した解釈・憲法実践であり、国家の側からこれを覆すことはできないこと、③「存立危機事態」という概念は極めて曖昧であり、却って国家と国民に深刻な混乱と危険を招来しかねないことを論証し、「一見して明白に」憲法九条に違反するとした上で、第二次世界大戦で「加害者」の側に立ち、その深い反省に立つて現行憲法を手にした我が国は、集団的自衛権の横行を縮小・消滅に向かわせるよう努力すべきものと信ずると論ずる。

浅井基文氏(元広島平和研究所所長)は、北東アジア情勢の刮目すべき大きな変化として朝鮮半島情勢の変化と米中二大国の貿易戦争の二つを述べた上で、日本の安全保障政策のあるべき姿として、①「北朝鮮脅威論」と「中国脅威論」が誤っていることを認識し、②「日米同盟堅持」を再検討するなどし、そして平和憲法・九条を持つことに誇りを持って脱パワーポリテイクスの国際秩序作りに日本を積極的にかわらせていく気概を持ちたいと論ずる。

栗田禎子氏(千葉大学教授)は、アメリカがホルムズ海峡からバーク・アル・マンドブ海峡にかけて「航行の自由」を確保するため「有志連合」結成と関係諸国への打診を始めたとし、ホルムズ海峡封鎖は「存



立危機事態」とする日本政府はこれに応じざるを得なくなり、また「海賊対策」を名目とするジブチの自衛隊基地もこの作戦の重要拠点として機能すると指摘し、中東での戦争に日本が加担する道を断つため、安保法制廃止は一刻の猶予もならないと述べる。

布施祐仁氏(ジャーナリスト)は、自衛隊の空母導入の目的がインド太平洋地域、さらには米軍とともに活動することにあること、南西諸島への対艦ミサイル部隊の配備は米軍の対中戦略の最前線の「盾」の役割を担わされるものであることを指摘し、日本にとつて最善の道は、A Z E A N の外交戦略「インド太平洋構想」と呼称し、パックス・アメリカでもパックス・チャイナでもない「覇権なきインド太平洋地域」を目指すことだと論ずる。

伊藤真氏(弁護士)は、①軍事力では日本を守れないこと、②軍隊が守るのは「国」であって「国民」ではないこと、③政治家が軍事力をコントロールできないと考えるのは幻想であること、④軍事国家は、軍費の膨張、人権の制約など国民生活を変質させること、⑤中国や朝鮮が日本を攻めてくる蓋然性はないことを指摘し、特定の味方を作るよりも敵を作らないようにして近隣諸国に安心を供与し、現行憲法が予定する軍事力によらない安全保障を選択することこそ、現実を見据えて考え抜いた結論だと主張する。

安保法制関連法を廃止して、戦争で殺し殺されることのなかった戦後七〇年の平和を継続させることが喫緊の課題となっている。本特集が護憲の立場からの共同を広げ、深めていくことにささやかでも役立つことを願って止まない。